

秋の火災予防運動が始まるよ

期間 平成19年 **11月9日(金)**～**11月15日(木)**

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり、住民の皆さんに防火防災に関する正しい知識と防災行動力を高めて頂くことにより、火災の発生や拡大を防止し、尊い生命と財産を守ることを目的としています。

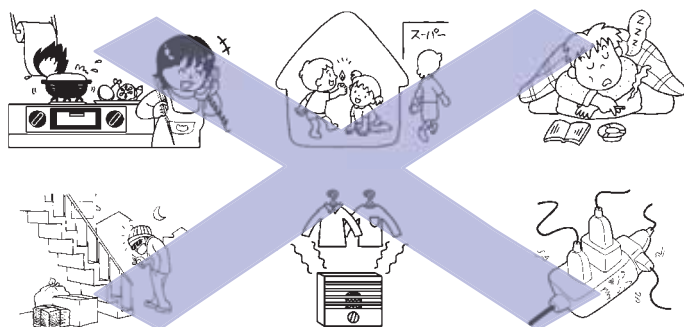
また、これからの時期は、ストーブ等の暖房器具の使用が増えることとされます。暖房器具が原因の火災件数は、毎年上位を占めています。

火の取り扱いには、十分な注意をお願いします。



あなたのご家庭は、大丈夫？

全国統一標語 「火は見てる あなたが離れる その時を」



消防署からのお願い

平成18年6月1日より皆さんのご家庭に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。既存の住宅は平成23年6月1日までに設置しましょう。

設置が義務化された場所は…

- ① 寝室
- ② 寝室が2階以上にある場合には、階段上部
- ③ 7㎡以上の居室が5以上ある階の廊下

煙式



※住宅用火災警報器に関する疑問は、最寄りの消防署までお気軽にお問い合わせください。

防火教室開催のお知らせ

事業所災害を無くそう！

11月14日(水)の午前9時から12時まで、南消防署で、南越前町内の事業所に勤務する新人従業員を対象とした、防火教室を開催します。

参加を希望される事業所は、11月6日(火)までに南消防署予防指導課までお申込み下さい。

防火や防災に関するご相談はお気軽にお尋ねください。

南越消防組合

南消防署 Tel 45-0119
河野分署 Tel 48-3119



守ろう！確かめよう！この最低賃金

福井県最低賃金 **659円**(時間額)

—平成19年10月19日改正—

福井県内すべての労働者に改正された福井県最低賃金が適用されます。

※注意 産業別最低賃金については、平成18年12月24日から次のとおり適用されています。

- | | | | |
|--------------|-------------|----------------|-------------|
| ・繊維製造業(略称) | 700円 | ・電気機械器具製造業(略称) | 711円 |
| ・機械器具製造業(略称) | 753円 | ・各種商品小売業 | 718円 |

■問合せ 福井労働局 労働基準部 賃金室 Tel 0776(22)2691
武生労働基準監督署 Tel (23)1440

